

令和2年度塩竈市訪日外国人旅行者受入環境整備のための

多言語化推進事業補助金



1事業者あたり

最大30万円補助

補助率

事業経費(税別)の1/2以内



塩竈市では、訪日外国人旅行者の受入環境の充実を図るため、塩竈市内の観光関連事業者等が行う受入環境整備事業に対し、その実施費用の一部を補助します。

対象者

塩竈市内の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者、団体又は個人のうち、下記観光関連事業者等を対象とします。

- (1) 見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受入をおこなう施設
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営業を行う宿泊施設
- (3) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の第3条第1項に規定する届出を行い住宅宿泊事業を行う住宅
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業を行う飲食施設
- (5) 小売店
- (6) 交通機関
- (7) その他、市長が訪日外国人旅行者の受入環境整備が必要と認めるもの

※市税滞納者、暴力団関係者、他の補助制度による補助を受けている事業等は対象外とします。

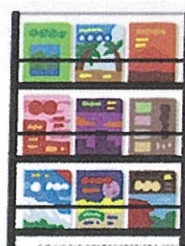
補助対象事業



案内表示の多言語化



ホームページの多言語化



多言語パンフレット、メニューの作製



翻訳機の購入等々

※整備対象となる多言語は英語、繁体字、簡体字、タイ語及び韓国語となります。

・飲食費、役員手当、慶弔費、交際費及び負担金に係る経費は、原則として補助対象外とします。

申込期間

受付開始：令和2年12月21日

受付締切：令和3年1月22日

事業の詳細、申請書等の様式については、市ホームページに掲載しております。

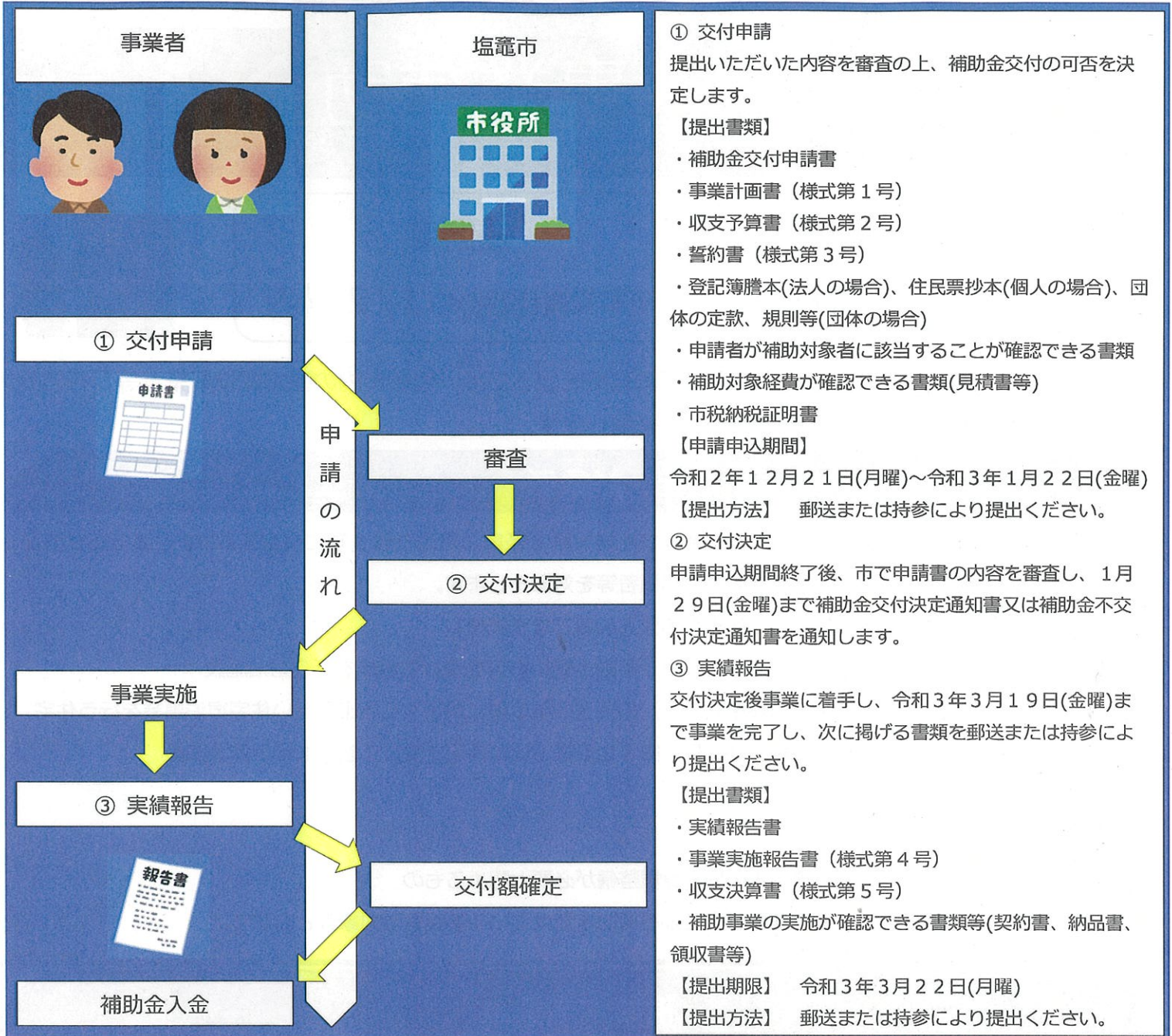
URL：

<https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/17/18088.html>

市HP



補助金の申請から交付までの流れ



Q&A

Q 1. 助成金の申請を行う前に事業を実施してしまいました。さかのぼって申請することはできますか？

答. 事業の実施につきましては、当補助金の交付決定後に着手いただく形となります。そのため、補助金の申請を行わずに実施してしまったものについては、補助の対象となりません。

Q 2. 訪日外国人旅行者誘致のため、旅行代理店への営業活動費、広告媒体への掲載などのプロモーション費は対象になりますか？

答. 当補助金制度は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を目的としておりますので、補助対象外となります。

申請先
問合せ先

〒985-0052 塩竈市本町1番1号 壺番館2階
塩竈市産業環境部観光交流課 人・まち交流係
TEL:022-364-1165 / Email : kankou@city.shiogama.miyagi.jp

